

警報！

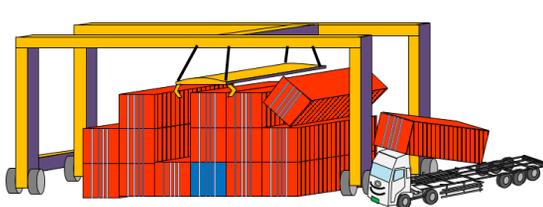
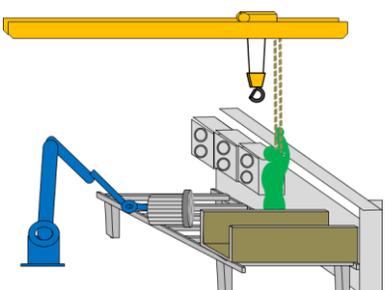
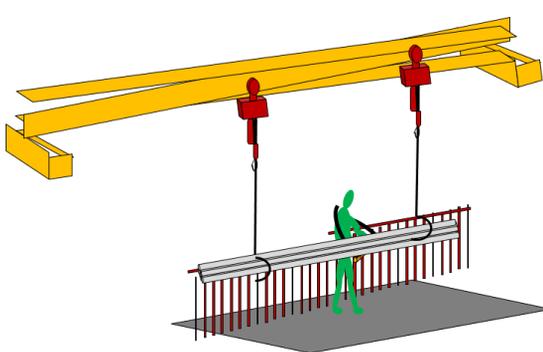
8月に神奈川県内で5件の死亡労働災害が発生！！



神奈川労働局・県下各労働基準監督署

本年7月末までに13件13名の死亡災害が発生していましたが、8月にはさらに5名もの尊い命が失われました。そのうち3名は「クレーン作業」に関連する労働災害でした。発生概要はつぎのとおりです。

令和6年8月発生したクレーン関連死亡災害の概要

発生月 発生時刻 業種 被災者年齢	発生状況図	発生概要
8月上旬 10時頃 陸上貨物運送事業 (道路貨物運送業) 70～74歳		被災者はトレーラーでコンテナを受け取るため、コンテナレーンの横で停車待機していた。近くで作業していたタイヤ式橋形クレーンのスプレッターが頂上に積んであったコンテナに当たり、斜め下のコンテナを押し荷崩れして落下し、トレーラーヘッドが下敷きになって挟まれた。
8月上旬 7時頃 輸送用機械器具製造業 40～44歳		被災者は、故障したクレーンをメンテナンス位置まで移動させるため、生産ラインにある産業用ロボットの作業区画内に立ち入ったところ、当該作業区画内にある、搬送装置が動き出し、腰部等を設備と搬送装置間に挟まれた。
8月下旬 5時頃 輸送用機械器具製造業 55～59歳		被災者は一人で天井クレーンの運転（無線操作式）をして、結束された鋼材（棒状）を切断機へ移動させる作業をしていたが、クレーンでつられた鋼材と手すりとの間に被災者が挟まれているのを発見された。

裏面の「基本遵守事項」を確認ください。

クレーン災害を防止するため 「基本遵守事項」を守りましょう！

- 1 作業計画はリスクアセスメントの結果に基づき策定し、現場における遵守を徹底すること
- 2 ワイヤロープ、クランプ、フック等の玉掛用具・つり具については作業開始前点検を励行し、限度を超える伸びや外れ止めの故障など不具合があった場合は確実に補修、交換等を行うこと
- 3 クレーンの運転は、法定資格者に行わせることは当然であるが、運転能力向上のための教育を定期的を実施すること。また、玉掛け作業の指揮は、有資格者かつ十分な経験を持つ者に行わせること。さらに荷崩れなどがないように確実に玉掛けを行わせること
- 4 「つり荷の下に入らないだけでなく、つり荷の進行方向への立ち入り禁止」を徹底すること
- 5 過荷重や強風等によりジブが折損したりワイヤロープが切断したりすることを確実に防止すること
- 6 クレーンが活線に接近することによる感電を確実に防止すること。このため近接する活線がある場合には電力会社に事前に対応などについて相談すること
- 7 特に移動式クレーン作業（トラッククレーン、ラフタークレーン、クローラクレーン等）においては、当該場所の状況に応じた敷き鉄板の敷設、アウトリガーの最大張り出しの徹底等も含めた作業計画を定め、移動式クレーンの転倒等による災害防止を徹底すること